

議案第二十七号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「基準は、人事委員会の承認を得て港区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める」を「基準となるべき職務の内容は、別表第二に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改め、「職を」の下に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第七条の見出し中「昇格昇給」を「昇格昇給等」に改め、同条第一項中「教育委員会規則」を「港区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改め、同条第七項中「第四項まで」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、

同条第五項の次に次の一項を加える。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、港区職員の分限に関する条例（昭和二十六年港区条例第二十一号）第七条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

第七条の三中「第七条第六項」を「第七条第七項」に改める。

第十五条第二項第二号中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第二十四条第一項第四号中「（昭和二十六年港区条例第二十一号）第二条」を「第二条第一項」に改める。

第二十九条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。
別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	教諭の職務
2 級	主任教諭の職務
3 級	副園長の職務
4 級	園長の職務

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い)

2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十三年港区条例第十六号）付則第四項及び第五項の規定により特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの条例による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第七条第六項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(説明)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、等級別基準職務表を定めるほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。